

放課後児童クラブ（学童保育）の質の確保を  
求める意見書

平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まり、放課後児童クラブ（学童保育）においては、児童福祉法により、放課後児童支援員の資格を有する支援員の複数配置が、従うべき基準として定められた。

一方、地方分権改革の提案募集では、全国的に放課後児童クラブ（学童保育）の人材不足が深刻化し、運営に支障が生じているとして、従うべき基準の緩和を求める提案が地方から国に提出された。

しかし、従うべき基準が緩和され、現在より職員の配置基準が低くなると、放課後児童支援員1名で多くの子供に対応する等の問題が生じ、子供の命と安全を守るための体制が弱体化するおそれがある。また、遊びや活動を制限せざるを得ない状況になる等、放課後児童クラブ（学童保育）での生活の保障が困難になる可能性がある。

よって、国においては、放課後児童支援員を初めとする職員の質の確保と処遇改善に向けた施策を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月27日

三浦市議会議長 草間道治

意見書提出先

内閣総理大臣／財務大臣／厚生労働大臣